

宮崎県学校生活協同組合加入・利用規程

『公立学校共済組合員用』

(目的)

第1条 この規程は、組合員が学校生協の差引きを利用した場合の基準を定めることを通して、組合員の生活の安定と学校生協の健全な運営を図ることを目的とします。

(加入規程)

第2条 県の職員（公立学校共済組合員）で公立の学校または学校関係機関に勤務していることを条件とします。ただし、学校関係機関以外へ異動した場合は、『知事部局組合員用』の加入規程によるものとします。

2. 組合員証はIDカードかMC機能付カードとします。
3. 退職した場合は、『退職組合員用』の加入規程によるものとします。

(利用限度額)

第3条 組合員の総利用限度額を100万円の範囲内とします。

2. 利用に伴う金利は別に定めます。
3. 利用額については、支払金滞納等の状況を考慮して別に制限を加えることがあります。

(支払金滞納)

第4条 組合員の責任により支払金滞納などの不正常が生じた時は、次の措置とします。

- (1) 支払期日までに入金されない時は、催告を行い正常な支払いが確認される時は通常の支払いになります。
- (2) 支払月の翌月末までに入金されない時は、催告手数料を加算して請求します。

(支払金連続滞納)

第5条 組合員の責任により支払金等が3ヵ月連続、又は過去1年間に4回以上正常な支払いがない時は、覚書（要連帯保証人）の提出を求め次の措置とし、同時に利用停止となります。

- (1) 事後の正常な支払いが継続できることが確認される時は、通常の支払いになります。
 - (2) 通常の支払いが困難と認められる時は、支払回数の延長を認めます。ただし、金利を含む残高に現行金利を付します。
2. 前項の措置を受けた組合員が、利用再開を希望する場合は理事会議決を要します。

(利用停止)

第6条 組合員に次に該当する事実が生じた時は、利用停止を本人に通知し組合員証の返還を求めます。

- (1) 自己破産を申立てた場合
 - (2) 本人の負債又は債務保証等により債務差押等の処分を受けた場合
 - (3) 学校生協以外の団体を含む金銭債務に関して、信用失墜行為が確認された場合
 - (4) 支払金延長措置等を講じたにも関わらず、支払金滞納等が生じた場合
 - (5) その他、利用停止とみなすべき正当な事由が生じた場合
2. 前項に該当する組合員に学校生協債務がある時は、法的措置を講じ残金一括返済を求めます。

(団体保険の取扱)

第7条 組合員の滞納支払金等に保険料等が含まれる時は契約失効のおそれがあることを本人に通知します。

2. 前項の組合員が第4条又は第5条に該当する時は、保険料等を団体扱いから除外します。
3. 第2条の条件を満たさない場合は、保険料等を団体扱いから除外します。ただし、グループ保険は、保険期間末日まで継続加入できます。

(相殺措置)

第8条 第5条に該当する組合員に出資金等がある時は、相殺等の措置を求めます。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議決を経ます。

付 則

この規程は	1999年	9月 1日	から施行する。
	2007年	2月13日	一部改正
	2007年	8月 7日	一部改正
	2008年	7月16日	一部改正
	2008年	11月18日	一部改正
	2010年	8月24日	一部改正